

第1 年末調整を行う理由

給与の支払者は、毎月（毎日）の給与の支払の際に所定の源泉徴収税額表によって所得税及び復興特別所得税（※1）の源泉徴収（※2）をすることになっていますが、その源泉徴収をした税額の1年間の合計額は、給与の支払を受ける人の年間の給与総額について納めなければならない税額（年税額）と一致しないのが通常です。

この一致しない理由は、その人によって異なりますが、①源泉徴収税額表は、年間を通して毎月の給与の額に変動がないものとして作られているが、実際は年の途中で給与の額に変動があること、②年の中で控除対象扶養親族の数などに異動があっても、その異動後の支払分から修正するだけで、遡って各月の源泉徴収税額を修正することとされていないこと、③生命保険料や地震保険料の控除などは、年末調整の際に控除することとされていることなどがあげられます。

このような不一致を精算するため、1年間の給与総額が確定する年末にその年に納めるべき税額を正しく計算し、それまでに徴収した税額との過不足額を求め、その差額を徴収又は還付し精算することが必要となります。この精算の手続を「年末調整」と呼んでいます。

一般に給与所得者は、一の勤務先から受ける給与以外に所得がないか、給与以外の所得があってもその額が少額であるという人がほとんどです。したがって、このような人について、勤務先で年末調整により税額の精算が済んでしまうということは、確定申告（※3）などの手続を行う必要がないこととなるわけですから、年末調整は非常に大切な手続といえます。

（「令和元年分年末調整のしかた」 7頁より抜粋）

用語解説

※1 復興特別所得税とは

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保する目的で創設された税のこと。所得税の源泉徴収義務者は、平成25年1月1日から令和19年12月31日までの間に生ずる所得について源泉所得税を徴収する際、源泉徴収すべき所得税の額の2.1%相当額を復興特別所得税として併せて徴収し、国に納付している。

※2 源泉徴収とは

給与や利子、配当、税理士報酬などの所得を支払う者が、その所得を支払う際に所定の方法により所得税額を計算し、支払金額からその所得税額を差し引いて国に納付するというもの。

※3 確定申告とは

所得税及び復興特別所得税の確定申告は、毎年1月1日から12月31日までの1年間に生じた全ての所得の金額とそれに対する所得税及び復興特別所得税の額を計算し、申告期限までに確定申告書を提出して、源泉徴収された税金や予定納税で納めた税金などとの過不足を精算する手続のこと。

第2 制度改正について

1 給与所得控除及び基礎控除に関する改正について(資料1、別紙1～2)

令和2年分以後の所得税では、給与所得控除額及び公的年金等控除額が10万円引き下げられるとともに、基礎控除の額が10万円引き上げられることとなりました。

それに伴い、年末調整において、基礎控除の適用を受ける場合は、「給与所得者の基礎控除申告書」を提出しなければならないこととなりました。

なお、配偶者控除等申告書については、「令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」と3様式の兼用様式になっています。

2 住宅借入金等特別控除申告書の改正について

個人が、消費税の税率が10%である住宅の取得等をした場合について、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除期間が13年間(改正前:10年間)に改正されました。

また、適用年の11年目から13年目までの各年の住宅借入金等特別控除額については、例えば、一般の住宅(認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅以外の住宅)の場合、次の(1)又は(2)の金額のいずれか少ない金額として、住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除が適用されることとなりました。

- (1) 住宅借入金等の年末残高(最大4,000万円)×1%
- (2) [住宅の取得等の対価の額又は費用の額－その住宅の取得等の対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等](最大4,000万円)×2%÷3

(注) この改正は、住宅の取得等をして令和元年10月1日から令和2年12月31日までの間にその者の居住の用に供した場合について適用されます。

なお、住宅借入金等特別控除の適用を受けようとする最初の年分については、確定申告により、控除の適用を受ける必要があります。

3 ひとり親控除及び寡婦控除について（資料2～3）

(1) 未婚のひとり親に関する税制上の措置

居住者がひとり親（現に婚姻していない者又は配偶者の生死の明らかでない者のうち、次に掲げる要件を満たす者をいいます。）である場合には、ひとり親控除として、その者のその年分の総所得金額等から**35万円**を控除することとされました。

ア その者と生計を一にする一定の子を有すること^{注1}。

イ 合計所得金額が500万円以下であること。

ウ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者^{注2}がないこと。

(注)1 他の者と同一生計配偶者又は扶養親族とされている者を除き、その年分の総所得金額等の合計額が48万円以下のものに限り、

2 「その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者」とは、次に掲げる者をいいます。以下同じです。

ア その者が住民票に世帯主と記載されている者である場合には、その者と同一の世帯に属する者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされた者

イ その者が住民票に世帯主と記載されている者でない場合には、その者の住民票に世帯主との続柄が世帯主の未届の夫又は未届の妻である旨その他の世帯主と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる続柄である旨の記載がされているときのその世帯主

このように、ひとり親は、婚姻歴の有無や性別にかかわらず、上記の要件を満たす単身者が該当することとなります。

(2) 寡婦（寡夫）控除の見直し

改正後の寡婦とは、次に掲げる者で「ひとり親」に該当しないものをいいます。

ア 夫と離婚した後婚姻していない者のうち、次に掲げる条件を満たすもの

① 扶養親族を有すること。

② 合計所得金額が500万円以下であること。

③ その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

イ 夫と死別した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない一定の者のうち、次に掲げる条件を満たすもの

① 合計所得金額が500万円以下であること。

② その者と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる者がいないこと。

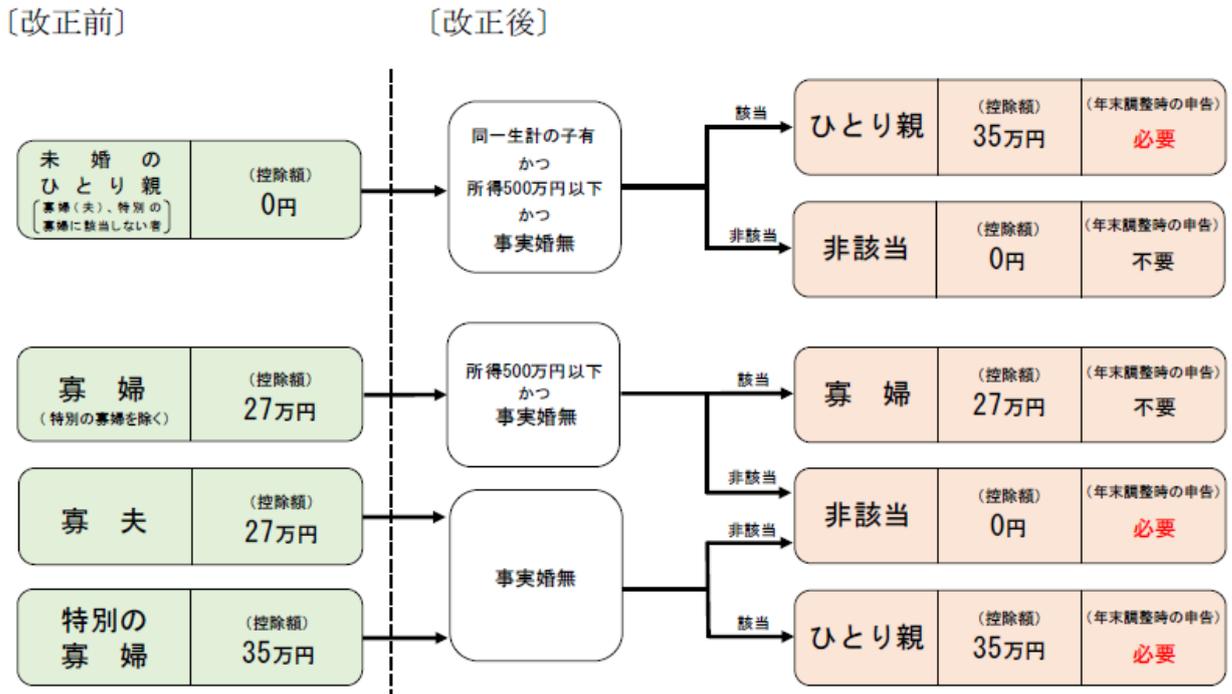
(3) 令和2年分年末調整における申告の適用

未婚のひとり親に対する税制上の措置及び寡婦（寡夫）控除の見直しは、令和2年分以後の年末調整^{注3}及び確定申告において適用されます。

そのため年末調整関係書類提出時には、以下のフロー図において「年末調整時の申告」欄が「必要」となっている方は異動内容について申告する必要があります。

(注)3 令和2年分の年末調整については、同年中に支払うべき給与等でその最後に支払いをする日が同年4月1日以後であるものに限ります。

【改正前後の控除に係る適用判定のフロー図】



◎特に注意が必要な事例

ア 改正前は「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」に該当していた方が、改正後「ひとり親」又は「寡婦」に該当しないこととなる場合。

→(4)の方法で申告する必要があります。

イ 改正前の「寡婦（特別の寡婦を除く）」に該当し、改正後の「寡婦」の要件も揃えている方で、その者と生計を一にする子を有する場合。

→「ひとり親」（控除額：35万円）に該当し申告する必要があります。

(4) 年末調整における異動の申告方法

「非該当」に異動する場合は、「令和2年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書」の「寡婦」、「寡夫」又は「特別の寡婦」欄を二重線により抹消し、「ひとり親」に該当する場合は、「寡婦」欄等を二重線により抹消後、その上部に「ひとり親」と明記してください。

4 所得金額調整控除について（資料 1、別紙 3）

(1) 制度の概要

所得金額調整控除とは、給与所得控除及び基礎控除の改正による、給与所得及び年金所得の両方を有する者の負担増が生じることのないようにするため措置された制度であり、令和 2 年分以後の所得税に適用される給与所得の金額から一定の金額を控除するもので、次の二つの場合に分けられます。

ア 子ども・特別障害者等を有する者等の所得金額調整控除（以下「所得金額調整控除（子ども等）」といいます。）

その年の給与等の収入金額^{注4}が 850 万円を超える居住者で、以下のいずれかに該当する場合、収入金額から 850 万円を控除した金額の 10%に相当する金額が、給与所得の金額から控除される。

- ① 本人が特別障害者。
- ② 年齢 23 歳未満^{注5}の扶養親族を有する。
- ③ 特別障害者である同一生計配偶者を有する。
- ④ 特別障害者である扶養親族を有する。

なお、特別障害者及び扶養親族等の要件については「別紙 3」をご参照ください。

(注)4 給与等の収入金額が 1,000 万円を超える場合は、1,000 万円。

5 令和 2 年 12 月 31 日の現況により判定する。

イ 給与所得と年金所得の双方を有する者に対する所得金額調整控除（以下「所得金額調整控除（年金等）」といいます。）

その年の給与所得控除後の給与等の金額及び公的年金等に係る雑所得の金額がある居住者でその総所得金額が 10 万円を超える場合には、給与所得控除後の給与等の金額^{注6}及び公的年金等に係る雑所得の金額^{注7}の合計額から 10 万円を控除した残額が、給与所得の金額^{注8}から控除されることとなります。

(注)6 その給与所得控除後の給与等の金額が 10 万円を超える場合には、10 万円。

7 その公的年金等に係る雑所得の金額が 10 万円を超える場合には、10 万円。

8 「所得金額調整控除（子ども等）」の適用がある場合には、その適用後の金額。

(2) 年末調整における所得金額調整控除の適用

「所得金額調整控除（子ども等）」については、「所得金額調整控除申告書」を提出した場合は、年末調整において適用できるとされています。

その場合、給与等の収入金額が 850 万円を超えるかどうかについては、年末調整の対象となる主たる給与等により判定することとなります^{注9}。

また、共働き世帯において扶養親族に該当する年齢 23 歳未満の子がいる場合、夫婦の双方で「所得金額調整控除（子ども等）」の適用を受けることができ、この場合それぞれで申告書を提出する必要があります^{注10}。

なお、「所得金額調整控除（年金等）」は確定申告のみでの適用となりますが、「令和2年分 給与所得者の基礎控除申告書兼給与所得者の配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書」等での合計所得金額の見積額を計算する際は、所得金額調整控除（子ども等）と所得金額調整控除（年金等）の両方を考慮する必要がありますのでご注意ください^{注11}。

(注)9 確定申告において、所得金額調整控除（子ども等）の適用を受ける場合の給与等の収入金額が850万円を超えるかどうかについては、2か所以上から給与等の支払を受けている場合、それら全ての給与等を合算した金額により判定します。

10 扶養控除については、同じ世帯に所得者が2人以上いる場合、これらの扶養親族に該当する人については、これらの者のうちいずれか一の者の扶養親族にのみ該当するものとみなされるため、いわゆる共働き世帯の場合、一の扶養親族に係る扶養控除の適用については、夫婦のいずれかで受けることとなります。

11 合計所得金額の見積額を計算する際は、2か所以上から給与等の支払を受けている場合、それら全ての給与等を合算した金額により判定します。

《参考資料》

- ・ 国税庁、「令和元年分 年末調整のしかた」、p73-74
- ・ 国税庁、「ひとり親控除及び寡婦控除に関するFAQ（源泉所得税関係）」
- ・ 国税庁、「所得金額調整控除に関するFAQ（源泉所得税関係）」

第3 各種控除申告書の留意点について

1 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書について

【誤りの多かった事例】

(1) 「所得の見積額」の記入漏れと誤記載（資料2-2-1㉑、別紙2）

「所得」と「収入」の書き間違いにご注意ください。「所得」とは、給与収入の場合、収入金額から給与所得控除額を差し引いた金額を示します。また、見積額が0円の場合にも「0」と記入してください。

なお、扶養親族や同一生計配偶者の要件である「合計所得金額が48万円以下の人」とは、以下の人が該当します。

- ① 給与所得だけの場合、本年中の給与等の収入金額が103万円以下である人。
- ② 公的年金等に係る雑所得だけの場合、本年中の公的年金等の収入金額が158万円以下（65歳未満の人は108万円以下）である人。
- ③ 家内労働者等であり、例えば内職等による所得だけの場合、本年中の内職等による収入金額が103万円以下である人。

(2) 源泉控除対象配偶者の記入漏れ（資料2-2-1㉒）

申告書の提出者と生計を一にする配偶者で、令和2年中の所得の見積額が95万円以下（給与所得のみの場合は、給与の収入金額が150万円以下の人）の方はここに記入します。

(3) 特定扶養親族欄と老人扶養親族欄記入漏れ（資料2-2-1㉓）

控除対象扶養親族で年齢19歳以上23歳未満（平成10年1月2日～平成14年1月1日）生まれの方は、「特定扶養親族欄」にレ点を記入します。

控除対象扶養親族で年齢70歳以上（昭和26年1月1日以前生）の方のうち、所得者又はその配偶者の直系尊属であり、所得者又はその配偶者のいずれかと同居を常況としている場合は「同居老親等」に、それ以外の場合は「その他」にレ点を記入します。

(4) 「左記の内容」欄の記載事項の不備（資料2-2-1㉔）

障害者等に該当者がある場合、その事実及び内容を「左記の内容」欄に記入します。また、障害の状態を確認するため、最新の障害者手帳の写し等を添付してください。

なお、「ひとり親控除」及び「寡婦控除」を受ける場合は、ここに「事実婚」の有無を記載してください。

【留意事項】

(1) 申告書の朱書き訂正について

年末調整関係書類提出時に、前回提出時との内容に訂正がある場合は、訂正箇所を朱書きで記載するようお願いします。

(2) 採用者等の「前職」の報告について

採用者等のうち、前職がない者は右下余白部分に「前職なし」と記載してください。前職がある場合は、前職の源泉徴収票の原本を提出願います。

アルバイト収入があった場合等に提出漏れが多いため、提出を徹底するよう職員への周知をお願いします。

2 保険料控除申告書について

【留意事項】

(1) 保険の申告について

各種保険料控除額には上限があり、限度額以上の保険料を申告しても控除額は変わりません。記入誤りや計算誤りを防止するためにも、控除限度額を超えた証明書についての記入・添付は不要である旨、職員への周知のご協力をお願いします。

また、証明書以外のものでは申告内容の証明書類とすることができないため、提出の際には、添付書類の内容をよくご確認ください。

(2) 証明書の提出方法について（別紙4）

各種保険料の証明書は、図1のように証明書類が少量の場合は申告書へ糊付（A4横幅）し、図2のように証明書類が多数ある場合は白紙（A4）へ貼り付けて提出してください。

3 配偶者控除等申告書について

【留意事項】

(1) 新様式について（資料1）

令和2年分から基礎控除と所得金額調整控除の申告が必要になり、「令和2年分給与所得者の基礎控除申告書 兼 給与所得者の配偶者控除等申告書 兼 所得金額調整控除申告書」と3様式兼用の申告書が新設されました。

(2) 扶養控除申告書との金額の合致について

配偶者控除等申告書の合計所得金額については、扶養控除等申告書に記載する金額と一致させる必要があるため、提出の際は金額が一致しているか確認をお願いします。また、提出後に源泉徴収票等で扶養親族等の所得額を確認し、訂正がある場合は、再年末調整期間中は事務所で修正手続きができますので速やかにお知らせください。期間を過ぎてしまった場合は職員本人が修正申告する必要があるためご注意ください。

4 その他

(1) 提出が遅れる場合の留意点

控除の適用を受ける職員について、申告書の提出が遅れる場合には、提出票の特記事項欄にその旨を明記してください。

(2) 過去申告分所得税の追加納付について

毎年、扶養控除等の是正による所得税の追加納付の事例があり、昨年度は平成28年、平成29年、平成30年の申告分に対し、9件の追加納付がありました。そのうち、7件が配偶者や扶養親族の所得の見積額の誤り（所得超過）によるもので、最大約13万円を追加納付する事例もありました。

このようなことを防ぐために、年末調整関係書類提出時に扶養親族等の所得の見積額に誤りがないか確認し、また提出後も源泉徴収票等で扶養親族等の所得額を改めて確認するよう職員へ周知願います。

また、昨年度の追加納付のうち2件は、控除対象扶養親族を特定扶養親族と誤って報告したものであり、どちらも5万円ほど追加納付となりました。そのため、提出時には扶養親族の生年月日もよく確認するようお願いします。

なお、もし所得額等に変更があった場合は、再年末調整期間は事務所に変更事項を報告することで修正手続きができますが、期間を過ぎた場合は職員本人が修正申告をする必要があるのでご注意ください。